

○宮口治子君 分かりました。ありがとうございます。

やっぱりマスクによるデメリットなどもございます。子供たちの発達、発達のことも考えると、なかなか、外していくところはやっぱり外すようにという指導も大事なのではないかと思えますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、次の問題です。

JASRACと音楽教室との間で、先日、生徒は曲の使用料の支払は不要、講師は必要という最高裁の判決が出ましたが、学校現場での音楽の授業での対応はどうなるのでしょうか。教師には曲の使用料が求められないことになるんですか。もし教師には曲の使用料は求められないということであれば、その根拠も併せて教えてください。

○政府参考人（杉浦久弘君） 失礼いたします。法令の説明に関わりますので、事務方の方から説明をさせていただきます。

今回の判決は民間の音楽教室を対象としたものでございまして、学校の授業における演奏に影響が及ぶものではないと考えられております。なぜならば、なぜかと申しますと、著作権法第三十八条第一項においては、公表された著作物は、営利を目的とせず、聴衆から料金を受けず、実演家に報酬が支払われない場合には公に演奏することができると、このように定められておりまして、学

校の音楽の授業における演奏は基本的にこれらの要件に該当するものと考えられることから、楽曲の使用料を支払う必要はないものと考えられます。

○委員長（高橋克法君） 間もなく終了一分前で、質疑をおまとめください。お願いします。

○宮口治子君 ありがとうございます。

以上で質問を終了いたします。ありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・社民の古賀千景です。

今日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。初質問です。どきどきしておりますが、精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、宮口議員への御答弁の中に、学費が高いと感じになっていらっしゃる、教職員の働き方がとても大変だということを改善したいというお言葉をいただきました。大臣が教育の無償化、働き方改革の推進にメスを入れてくださると思うと、とてもうれしく思っております。期待しています。

私は学校現場で三十年働いてきました。子供が大好きで、子供たちの笑顔に支えられ、毎日楽しく学校に行きました。しかし、学校は三十年間で大きく変わりました。業務が増え、同僚の病休、早期退職が増えました。病休に入った学級の子供たち、先生、僕たちの学校、あつ、学級の先生は

どうしたと、大丈夫とって、誰がこれから僕たちに勉強を教えてくれると、とても不安を口に出してきました。私自身もとても忙しく、休み時間に六歳、七歳の子供たちが先生って来ても、ああ、ごめん、ちょっと今忙しくて、会議に行かやんけんって言って、話を聞いてあげられないことがたくさんありました。

教職員が忙しいと子供の心が見えなくなります。このような学校を変えていこうと思ひ、仲間からも支えいただき、参議院議員へと押し上げていただきました。教員としての私の経験、そして仲間から聞いている学校現場の課題を今日は質問させていたただきたいと思ひます。

先ほど大臣は、学校現場へ足を、八校も行っていただいたという話を聞いて、とてもうれしく思ひました。その八校行かれたときに、お昼休みの様子は御覧になりましたか。

○国務大臣（永岡桂子君） 残念ながら、大人数での給食というのの体験はしておりません。

○古賀千景君 お昼休み、子供たちにとってはお昼休み、私たちにとっては休憩時間でした。しかし、私は、現場の頃休憩していたかと言われると、子供たちの、遅食の子供たち、給食が遅い子供たちに寄り添ったり、宿題をしていない子供たちに宿題をするように促したり、やり直しをさせたり、授業で終わらなかった課題を取り組ませたり、ま

た、子供同士のトラブルで呼んで話を聞いて生徒指導をしたり、委員会活動をしたり、そのようなことで休憩を取れることがほとんどありませんでした。

大臣、教職員で休憩時間がゼロ分の教職員がどれくらい割合にいると思いますか。

○国務大臣（永岡桂子君） 済みません、そこまですべてございませぬので、お答えは控えさせていただきます。

○古賀千景君 資料を配付させていただきました。御覧ください、一番です。

連合総研の調査では、五四%の教職員がゼロ分と答えました。半分以上です。また、教職員の休憩時間の平均は九分です。

資料二を御覧ください。

同じ調査で、時間外勤務の月平均時間は百二十三時間十六分という結果が出ました。過労死ラインを大幅に超えています。この数字は、七年前の調査とほとんど変わりません。教職員の働き方が改善していないということがお分かりになると思います。

二一年四月、給特法の改正がなされ、学校にタイムカードの導入、パソコンによる客観的な時間管理がなされるようになりました。しかし、先ほどもお話ししましたとおり、時間外勤務時間は百二十三時間十六分。時間外勤務をしないと、とて

も仕事が終わらないのです。

給特法では、月に四十五時間、年間三百六十時間という時間外勤務の上限規制があります。ですので、管理職から四十五分を守りなさいと教職員は言われます。だから、結局現場はどうしているかというところ、タイムカードを先に押し、その後仕事をしているんです。また、土曜、日曜、仕事をしても、学校に来て、タイムカードは押すのはやめておこうって、また言われるけんって、そうやって虚偽報告が後を絶たないのです。

資料三を御覧ください。

管理職から過少報告を求められたという教職員の割合は一二・六%となっています。大臣、今年度は文科省も教員勤務実態調査をしていますが、この虚偽報告をどうお考えになりますか。見解をお聞かせください。

○政府参考人（藤原章夫君） 勤務時間の正確な把握は働き方改革を進めていく上で出発点であり、給特法に基づく指針において、ICTの活用等による客観的な勤務実態の把握を求めるとともに、虚偽の記録を残すことがあってはならないことを示しているところがございます。また、その指針のQアンドAにおきまして、万が一校長等が虚偽の記録を残させるようなことがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象ともなり得ることを明示しているところがございます。

文部科学省といたしましては、引き続き、各教育委員会に対して指針の周知や取組状況の継続的な確認を行うなど、様々な機会を捉えて適正な勤務実態の把握が行われるよう周知をまいりたいと考えております。

○古賀千景君 周知徹底というところを十分お願いしたいと思っております。

教職員が管理職に虚偽報告を行わざるを得ない、このような状況は、先ほどもありましたが、労基法と給特法の違いにもあると思います。

労基法は管理職の命令で労働時間というのが対象であり、給特法では管理職命令ではなく学校にいる在校等時間で学校にいた時間がカウントされます。もはや学校現場の努力では業務削減をすることは既に限界に来ているということが百二十三時間で分かれます。このような虚偽報告が次々と行われ、教員は次々と倒れ、病休に入る、そして早期退職をしていく。

大臣の所信の御挨拶で、教師の処遇を定めた給特法などの法制的な枠組みを検討してまいりたいとおっしゃいました。お尋ねします。学校の働き方改革を進めるには、給特法の廃止、また、抜本的な見直しを行い、労基法に一本化する必要があると考えますが、大臣の見解を教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） 古賀先生には、本当に三十年という長い間、学校の教師という要職に

就いていらっしやって、そして教育の現場、しっかり見てきたと、その上での御質問、大変重く感じていらっしゃるでございます。

教師の職務というのは、本当に自発性そして創造性に基づく勤務に期待するところが大変大きいわけで、どこまでが勤務であるかの区切りがしにくいという特殊性を踏まえまして現在の給特法の仕組みが形作られているということでございます。同時に、教師の勤務実態の正確な把握も大変重要であると、そう認識をしているところでございます。

このため、文部科学省といたしましては、令和元年の給特法改正を踏まえ、勤務時間の上限等を定める指針を策定いたしましたして、各教育委員会に対しまして、一か月の時間外の在校等時間につきまして四十五時間以内を上限とすることや、在校等の時間を客観的に把握をして、当該時間に基づき業務削減等の積極的な取組を行うことなどを求めてきたところでございます。

また、学校における働き方改革の様々な取組と成果などを踏まえながら、本年度実施の勤務実態調査におきまして教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握をする予定でございます。その結果を踏まえまして、教師の処遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討するということにしているところでございます。

○古賀千景君 勤務実態調査が、先ほども申しま

したとおり、虚偽報告などがたくさん出ているということは十分知っていただきたいと思っております。

そして、前半部分で言われました教員の勤務の特殊性というところだと思います。しかし、実際の大学の附属学校や私立学校では労基法が用いられているところがあります。公立学校も労基法適用が可能だと思いますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） これは給特法という法律の枠組みそのものに関わることでございませけれども、やはり公立学校というのはその地域の中に存在しておいて、その地域の様々な課題、これを踏まえて公立学校が運営されているものだと考えております。そうした点も含めて、この給特法の在り方を今後しっかり検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○古賀千景君 今回行われています教員勤務実態調査についてお伺いします。

二〇一九年、中教審答申で示された働き方改革の目的は、教員のこれまでの長時間労働実態を改善し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで効果的な教育活動を行うこととされています。先日の予算委員会で大臣は、働き方改革の成果が着実にアウトプットあると明言されました。具体的にどのような成果があったか教えてください。

○政府参考人（藤原章夫君） 文部科学省の調査結果では、平成三十年度と令和三年度の時間外勤務が月四十五時間以下の教職員の割合は、小学校において四一％から六四％に二三ポイント増加をしております。また、中学校は二八％から四七％に約一九ポイント増加をしており、一定程度改善傾向にあるというふうに考えているところでございます。

また、学校現場における具体的な事例として、教員業務支援員の配置により印刷業務やデータの入力作業等を教師が行わなくて済むようになった、あるいは保護者との連絡手段をデジタル化することで欠席連絡等の確認に掛かる時間が縮減をされた、そういったようなものや、また、教育委員会の主催する研修等のオンライン化により学校内での研修受講が可能となり校外に出かける必要がなくなった、また、教育委員会や管理職が常に働き方改革を意識するようになったといったような声が上げられているものと承知をしております。

こうした事例の周知等も図りつつ、教育委員会や学校と連携をいたしまして、働き方改革をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

○古賀千景君 その結果のとき、学校は、感染症が進んでおり、学級閉鎖などがたくさん行われていて、それほど時間外勤務がなかったということも実態でありますし、先ほど申し上げましたとお

り、虚偽報告がたくさんそこにも含まれているというのを感じていただきたいと思います。このうちの連合総研の資料も是非見ていただきたいと思います。

○ それでは、調査終了後のスケジュール感についてお尋ねします。

○ 二〇一六年の前回調査は、速報値の段階で中教審へ諮問され議論されました。今回のスケジュールをお願います。

○ 国務大臣（永岡桂子君） 現在、八月、十月、十一月の勤務実態を調査しているところでございます。調査後のスケジュールといたしましては、前回の勤務実態調査のスケジュールを踏まえますと、令和五年の春頃に速報値を公表した後、その結果などを踏まえまして、教師の処遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討することとしております。

また、調査結果を踏まえた検討の方向性につきましては、検討結果が出ていない現時点では具体的なことをお答えすることは困難でございますが、まずは、速報値の公表を見据えまして必要な情報収集など検討のための内部の準備、これを進めてまいるところでございます。

○ 古賀千景君 前回は中教への諮問、諮問し、議論を始めるまでに二か月という、二か月、済みません、速報値が出て二か月後という形で動かれ

ました。今のこの状況を考えたときに、二か月よりもっと早く、即刻動いていただきたいと思います。すが、いかがでしょうか。

○ 政府参考人（藤原章夫君） いずれにいたしましても、これは大変大きな喫緊の課題でございますので、いつ、どういう形で諮問、諮問をしていくかというのはちよつと今段階で申し上げられませんが準備を進めてまいりたいと考えております。

○ 古賀千景君 学校現場で働く教職員がいかに過酷な状況で働いているか感じていただいていると思います。その要因の一つに教職員の欠員があります。

昨年、文科省の欠員実態調査報告が行われました。欠員実態調査をどのように分析されたか、教えてください。

○ 政府参考人（藤江陽子君） 教師不足につきまして、委員御指摘のように、昨年度、文部科学省が行いました初めての全国調査におきまして、令和三年度始業日に全国の学校で約二千五百人ほどの教師不足が生じている実態が明らかになったところでございます。

教師不足の要因といたしましては、近年の大量退職、大量採用を背景といたしまして、臨時的任用の候補者のなり手が減少していること、産休、育休取得者や特別支援学級の見込み以上の増加と

いったところが挙げられているところでございます。

教師不足への対応策としては、例えば、学校・子供応援サポーター人材バンク等を通じた講師のなり手確保に向けた取組ですとか、休眠免許等保持者に対する教職への入職支援など、様々な取組を行っているところでございます。

また、先月、教育長会議を開催いたしましたけれども、その場で教育長に対し大臣からも教員不足の改善に向けた施策の加速をお願いしたところでございます。教育委員会との意見交換を積極的にしながら、必要な取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 古賀千景君 ありがとうございます。

今、四月、始業式と言われました。学校現場では始業式は人がいるんです、まだ。それから後に病休に入っていく、産休に入っていく、その後代替教員が来ないんです。今おっしゃられたとおり、いないんです。それで大変になっています。学校によっては担任が五人いない学校があるんです。欠員が出ると、子供たちは当然学校に来ておりますので、誰かが授業をしなければなりません。ほかの教員が行います。

教員が欠員となった学級の担任に代わった教務主任の話です。子供たちの担任をし、子供を帰し、その日の評価、あしたの授業の準備、子供のトラ

ブルへの対応、様々なことをやって、本来の教務主任の仕事は夜の七時、八時からやっているという声をたくさん聞きます。

また、中学校の教員からは、先ほど特別支援学級のお話もありましたが、本来は特別支援学級の担任なのに、その教科の教員が足りないから、先生、授業してくれてと言われて、特別支援学級の子供たちを自習にしてそっちの授業に行っているんです。そんな話もたくさん聞いています。子供から言われるそうです。先生って、何で僕たち自習せやんとって、去年の先生はずっとおつてくれたよって。そんな声につらい思いをしています。

このように、教職員が不在となることでほかの補充している教職員が疲弊していき、次から次へと教職員が倒れていっています。そのことは、児童生徒、子供たちへの教育の保障に影響が出ています。このように子供たちに影響が出ているという欠員状況を、文科省、これからどうやっていこうとお考えでしょうか、教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） 文部科学省といたしましては、本当に今年度の教師不足の状況、今先生から伺いまして胸が締め付けられるような思いがしております。

先日、全ての都道府県、指定都市教育委員会と意見交換を実施をいたしまして、多くの自治体で依然として大変教師不足で厳しい状況であると聞

いております。こうした状況は憂慮すべき状況として危機感を持って受け止めているところでございます。

先月行いました教育長会議では、休眠免許等保持者に対します基礎的な研究会の実施など入職の不安を解消する施策の実施、それに、産休、育休の開始時期が年度途中である場合において、初年度からですね、初年度当初から、年度当初から代替教員を配置している事例の紹介ですとか、また、目標とする正規教員の割合などを各自治体で設定をして、その目標値に向かって積極的に正規職員の採用を進めていただきたいことなど、教師不足の解消に向けた取組についてお話をいたしました。

引き続きまして、これらの施策について教育委員会と連携をしながら推進をまいります。

○古賀千景君 今、危機感を持ってというお言葉をいただきました。本当に悠長な取組では学校が壊れてしまいます。是非急いで取り組んでいただきたいと思えますし、この勤務環境を改善するには業務削減が私は一番必要だと思っています。業務削減のためには、今おっしゃいました教職員定数増加というところも大事なのではないかと思っております。教員、教職員定数についてはどのようなお考えか、教えてください。

○政府参考人（藤原章夫君） 教職員の定数改善を図って質の高い教育を実現をしていく、また学

校における働き方改革を進めていくと、これは大変大きな課題だと考えております。

このため、令和五年年度の概算要求におきまして、必要な教職員定数五千五百五十八人の改善を要求しているところでございます。具体的には、小学校の三十五人学級の計画的な整備について、第四学年の学級編製の標準の引下げに必要な三千二百八十三人の改善、また小学校高学年の教科担任制を推進するために必要な九百五十人の改善などを盛り込んでいくところでございます。また、教科担任制につきましては、今年度から四年程度掛けて段階的に取組を推進することとしており、改善総数は三千八百人程度を見込んでいくところでございます。

また、このほか、中学校における生徒指導体制等の充実、チーム学校や学校DX推進に向けた運営体制の強化、また小規模校への支援や貧困等に起因する学力課題の解消などへの加配といったような内容を盛り込んでいくところでございます。

○古賀千景君 今お話しいただきました小学校の教科担任制について、九百五十人、数字だけ見れば大きいかもしれませんが、しかし、全国には二万校の小学校があります。昨年度も九百五十人でした。九百五十人という人数は、単純計算で二十校に一人です。これは定数増という形では言えないと私は思っています。もっと大胆な定数改善が必

要だと思っておりますが、是非そこ、もっと定数改善というところになぜ踏み込んでいただけないのか、そこをお願いします。

○政府参考人（藤原章夫君） 小学校高学年の教科担任の定数改善ということでございますけれども、令和七年度までの計画的な改善ということで、小学校の高学年で学級担任を持っておられる先生方の今平均の持ちこま数というのが二十四・六こまという状況でございますけれども、これを、先ほど申し上げたような改善を図ることによって持ちこま数が二十一・一こまというふうな数字になっていくということが試算されているところでございまして、引き続き、しっかりと定数改善など条件整備に努めてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 先ほども申し上げました。学校で担任が五人いないというところを誰がカバーをしていくのか、そのようなことを考えたときに、もっと担任じゃない教職員が学校には必要なんです。そこを御検討いただきたいと思えます。

教員の長時間労働は正が喫緊の課題と言われて久しい中ですが、ほとんど改善がなされていないことで過労死が増えています。教職員の命が失われています。

大臣は、依然として長時間勤務の教職員も多く、取組を加速させていくとも述べていただきました。この取組のゴールはいつでしょうか。

○政府参考人（藤原章夫君） 先ほど来申し上げますように、現在の学校現場の状況が大変厳しいということは、私も十分承知をしているところでございます。また、そうした中で教師不足という課題も生じているわけでございまして、こうした状況を改善するために、働き方改革や条件整備、また教職を魅力的なものにしていくための様々な総合的な取組ということを進めていかなければならないと思っております。

いつまでというゴール、これは難しいわけでございますけれども、早急に取り組んでいかないといけない課題であるというふうに認識をしているところでございます。

○古賀千景君 長くは待てません。早急に、今おっしゃいましたとおり、早急をお願いいたします。

その間も多くの教職員が苦しみ、倒れ、命を落としていきます。早期退職をしていきます。そして、何よりも学校に来ている子供たちが困っているのです。授業が行われない。担任の先生がいなくなったらけん、誰に僕は相談していいっちゃるか、そんな悩みを子供が持っています。

本来、時間外勤務はゼロ時間のはずです。過労死ライン超えの時間外勤務が常態化している学校現場において、勤務実態に応じた処遇改善は当然のことであり、給特法の規定そのものもはや現状にそぐわないと考えます。

先ほども申し上げました。給特法の廃止、抜本的見直しに取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） 学校におけます働き方改革のほか、様々な取組と、それから成果等を踏まえながら、本年度実施の勤務実態調査におきましても、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況を本当にきめ細かく把握するとともに、その結果を踏まえまして、教師の処遇を定めました給特法の法制的な枠組みを含めてその働き方、そしてその処遇に対して本当にしっかりと取り組んで検討させていただきます。

○古賀千景君 よろしく申し上げます。

私は教職員という仕事がやれたことを誇りに思っています。子供の笑顔、創造力、優しさ、純粋さ、素直さ、すばらしいです。私は子供から力をもらって三十年やってきました。先日も教え子から、採用試験に合格しましたって、弾んだ声で連絡がありました。

このような夢を持って教職員になっていこうという若者が潰れないような職場環境にしなければなりません。子供たち、若者を大切に育てていくことは、私たち大人にとって大きな使命だと考えます。しかし、これまで述べてきたように、今の学校現場はとても働きにくく、子供が大切にされているとは思えません。

国の未来を担う子供たちを教育する場である学校が持続できなくなるのではないかというこの危機的な状況は、文科省だけではなく、国を挙げて改善を早急に取り組み必要があると思います。見解をお願いいたします。

○委員長（高橋克法君） 間もなく時間ですので、簡潔に答弁をお願いします。

○国務大臣（永岡桂子君） 今先生おっしゃいますように、今後も、国、学校、教育委員会が連携をしまして、それぞれの意見をしっかりと議論をしながら、教職員定数の改善であるとか、又は働き方改革、そういうものによりしっかりと取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○古賀千景君 ありがとうございます。子供たちのためにしっかりとこれからも訴え続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

○委員長（高橋克法君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長（高橋克法君） ただいまから文教科科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を

行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。

本日は質問の機会をいただき、ありがとうございます。文教科科学委員会では初の質問となりますが、よろしくお願い申し上げます。

初めに、給付型奨学金の拡充について質問をいたします。

返済の必要がない給付型奨学金の支給対象が拡大されることになっております。給付型奨学金の創設、充実にについては、これまで我が党としても長年取り組ませていただいておりますが、今年四月にも、公明党としましては、ここにいらつしやいます末松信介前文部科学大臣に対しまして、経済的な負担の大きい多子世帯や、授業料が他の学部よりも高く設定されている場合が多い理工農学系を対象を広げるように要請をいたしたところでございます。

特に、この多子世帯の対象拡充というのは、三人以上のお子さんを持つ親御さんから、本当にですね、昔から本当に何とかして支援をしてほしいと、こういう切実な声を受けておりまして、以前から公明党として粘り強く訴えさせていただいたものであります。

しかも、新型コロナの影響で、お子さんをやり大学などに通わせるこの多子世帯の方々の家計

の負担というのは更に重く深刻になっております。例えば大学に、やはり一子、二子の方が同じ時期にやはり大学生となって通われている家庭にとつては、本当にその家計負担というのはまあ想像を絶すると言っても過言ではないと思うんですね。こうした声というものを、私も現場を回らせていただく中で本当に実感しております。

そして、政府の教育未来創造会議は、今年五月の第一次提言で、多子世帯や理工農系の中間所得層に支援を拡大する考えを打ち出しました。九月に発表された工程表には、二〇二四年度から中間所得層にも拡大するスケジュールが盛り込まれております。

振り返れば、この給付型奨学金というのは、二〇一九年五月に大学等修学支援法が成立をいたしました。二〇二〇年四月から対象者、金額共に大幅に拡充をされました。ただ、授業料などの減免を含めた高等教育のこの無償化というものの対象は、年収の目安が約三百八十万円未満の低所得世帯の学生にとどまっております。

そこで、今回は、教育未来創造会議のこの工程表を受けて、まさに十月十八日に開かれた高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議、ここで文部科学省の方から、二〇二四年度からの中間所得層への拡充について、扶養する子供が三人以上いる多子世帯を優先的に支援対象とし、次に学費の